

消基発第 558 号
平成 30 年 10 月 5 日

各 市 町 村 長
各消防補償等組合管理者
各水防事務組合管理者
水害予防組合管理者
} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 米 田 順 彦
(押印省略)

療養費用算定基準細目の一部改正について（通知）

「労災保険における柔道整復師施術料金の算定基準等の改定について」（昭和 53 年 3 月 16 日付け基発第 154 号）及び「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて」（昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号-1）の一部が改正されたことに伴い、今般、当基金の療養に要する費用の算定基準を定めた「療養費用算定基準細目」（昭和 63 年 9 月 1 日付け消基発第 305 号）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。

なお、この改正の概要は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

1 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準について

- (1) 再検料、後療料（打撲及び捻挫の場合を除く。以下同じ。）及び運動療法料の算定額を引き上げたこと。
- (2) 後療料の算定時、経過及び所見を施術録に記載することとしたこと。
- (3) 特別材料費（打撲及び捻挫の場合を除く。）を 2 回まで算定できることとしたこと。
- (4) その他必要な字句の整理を行ったこと。

2 はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準について

- (1) 往診料及び施術料（温罨法を併施する場合を除く。）の額を引き上げたこと。
- (2) その他必要な字句の整理を行ったこと。

第 2 適用日

改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準は、平成 30 年 9 月 1 日以降の施術に係るものから、改正後のはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算

定基準は、平成 30 年 8 月 1 日以降の施術に係るものから、それぞれ適用すること。

第3 その他

改正後の療養費用算定基準細目については、当基金ホームページの「諸規程一覧」から参照されたい。

療養費用算定基準細目の一部改正について

平成 30 年 10 月 5 日

療養費用算定基準細目（昭和 63 年 9 月 1 日消基発第 305 号）の一部を次のように改正する。

Ⅲの 4 中「375 円」を「480 円」に改める。

Ⅲの 5 の表の骨折（整復料）の項の後療料の欄中「970 円」を「980 円」に改め、同項の備考の欄の 2 の次に次を加える。

3 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職場復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。

Ⅲの 5 の表の不全骨折（固定料）の項の後療料の欄中「820 円」を「830 円」に改め、同項の備考の欄に 2 として次を加える。

2 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職場復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。

Ⅲの 5 の表の脱臼（整復料）の項の後療料の欄中「820 円」を「830 円」に改め、同項の備考の欄に 2 として次を加える。

2 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職場復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。

Ⅲの 7 中「360 円」を「370 円」に、「傷病者の負傷部位を固定後、固定患部の機能回復を目的とし、各種運動器具を使用して運動療法」を「運動機能の回復を目的とした各種運動」に改める。

Ⅲの 7 の(2)中「1 日における運動療法料は、」を削り、「360 円」を「370 円」に、「20 分以上」を「20 分程度」に改める。

Ⅲの 11 の(1)中「整復（固定・施療）を行う際に特別材料（金属副子等）を必要とし、これを使用した場合に 1 回に限り」を「1 回」に改め、次のなお書を加える。

なお、骨折、不全骨折又は脱臼について、特別材料の交換が必要となった場合は、2 回まで特別材料費として算定できる。

Ⅳの 3 の(2)中「2,160 円」を「2,760 円」に改める。

Ⅳの 3 の(2)の①中「片道 2 キロメートルを超え 8 キロメートルまでの場合については、2 キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に 920 円を加算し、片道 8 キロメートルを超えた場合については、一律 2,760 円」を「片道 4 キロメートルを超えた場合は、3,240 円」に改める。

Ⅳの 3 の(2)の②中「夜間往療については」の次に「、」を加え、「（①による加算金額を含む。）」を削る。

Ⅳの 3 の(3)の①の a 中「2,640 円」を「2,930 円」に改める。

Ⅳの 3 の(3)の①の b 中「3,970 円」を「4,040 円」に改め、後段を c とする。

Ⅳの 3 の(3)の②の a 中「2,640 円」を「2,930 円」に改め、「行った場合には」の次の「、」を削る。

IVの3の(3)の②のc中「575円」を「780円」に改める。

IVの3の(3)の③中「3,970円」を「4,040円」に改める。

附 記

- 1 改正後の基準細目は、平成30年10月5日から施行する。
- 2 改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準は、平成30年9月1日以降の施術に係るものから、改正後のはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準は、平成30年8月1日以降の施術に係るものから、それぞれ適用する。